

大学生におけるいじめの認識についての調査

後藤 知己・濱野 茜・藤原 彩・元川 未来

An Investigation of the Recognition of Bullying in University Students

Tomomi GOTOH, Akane HAMANO, Aya FUJIWARA, Mirai MOTOKAWA

(Received October 1, 2015)

Bullying has become a major social problem. Depending on the changes in society, aspects of bullying is changing. To respond to those changes, the definition of bullying was also changed. Whether the university students responsible for the future society, fully recognize these situations, are crucial in considering the future teaching guidance in schools. In this study, we performed questionnaire survey concerning the experience and awareness of bullying on the students of Kumamoto University in the Faculty of Education and other Faculties. As a result, there were no clear differences on both the perpetrators of bullying (Faculty of Education, 29.0%, other Faculties 21.2%) and the victims experience (Faculty of Education, 26.1%, other Faculties 24.6%), between the two groups. Also, a big differences were not observed between the two groups on the awareness survey for bullying. From this survey, it was elucidated that recognition that bullying should be absolutely eradicated, is not shared fully among university students. Bullying have a major impact on the physical and mental growth of children with the future. To improve the education for bullying, more efforts are required.

Key words : bullying, questionnaire survey, university students

1. はじめに

近年、いじめが社会問題となっている。文部科学省初等中等教育局児童生徒課より報告された「平成25年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」の児童生徒の自殺状況によると¹⁾、平成25年度では自殺者は240人にも及ぶ。その中で、自殺した児童生徒が置かれていた状況として「いじめ問題」は小学校0% (4人中0人)、中学校11.1% (63人中7人)、高等学校1.2% (173人中2人)、全体で3.8% (240人中9人)であった。自殺した児童生徒が置かれた状況で最も多かったのは「不明」(51.3%)を除くと、「家庭不和」(11.7%)、「厭世」(9.8%)であった。また、いじめの発見のきっかけについては小学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」という項目が一番多く、小学生はなかなか自分で学校の先生に言い出せないため、アンケート等で学校は把握しているという実態が明らかにされている。

このようにいじめは自殺にまで繋がり、平成23年

度に津市中2いじめ自殺事件をきっかけに「いじめ防止対策」にも力を注いでいる学校が増えているにも拘わらず、平成23年度はいじめが原因の自殺者数4人から平成25年度では9人に増加していた。

「平成25年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」において、いじめとは「本調査において個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場にたって行うものとする」ことを前提に「当該児童生徒が一定の人間関係にあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」と定義づけられている¹⁾。平成17年度までは「いじめとは自分より弱者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」と定義されていた。これでは、あいまいな言い回し(継続的や深刻な苦痛等)が多く、程度が分からないといった問題点があった。平成18年度からの新定義では、「本調査において個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒

の立場にたって行うものとする」というフレーズがあり、基本的な考え方が示されている。そのあとに、「いじめとは、当該児童生徒が一定の人間関係にあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」と改正されている。さらにあいまいな言い回しにならないよう5つの注意書きも合わせて記述されている。同調査では、平成18年度の国公立の小、中、高等学校及び特殊教育諸学校（特別支援学校）におけるいじめの認知件数は12万4898件、小学校は6万897件、中学校は5万1310件、高等学校は1万2307件、特殊教育諸学校は384件であった。平成17年度には全体として2万0143件という数字が発表されており、いじめの定義を改正したことで、大きく「いじめ」と認識される範囲が広がっていることがわかる。加えて、平成17年度以前は公立学校のみが調査対象であったが、平成18年度以降は国公立私立全部の学校を対象としたことも件数の増加の原因と考えられる。もう一つの改正点は学校がいじめを認知するにあたり、「アンケート調査など、児童生徒から直接状況を聞く機会を設けるように」といったこと、加えて、いじめの態様についても昨今の携帯電話やインターネットを使ったいじめの項目も新たに加えるなどして、調査の中身も全面的に見直された。この新しい調査方法により、平成18年度は国公立で12万件となり、平成17年度の6倍になった。

さらに、平成24年度はいじめの認知（発生）件数（198,109件）が平成23年度（70,231件）と比較し、著しく増加している理由については、上記した平成23年に起きた津市中2いじめ自殺事件が社会問題化したことをきっかけに、いじめ防止対策に積極的に参加する学校が増えたからだと考えられる。現在の実態として、平成25年度はいじめの認知（発生）件数は平成24年度の198,109件よりも減少したものの、185,860件と依然として高い数字が示されている。そのうち、いじめを認知した学校数は20,004校（前年度22,273校）、全学校数に占める割合は51.8%（前年度は57.3%）である。

このようにいじめは教育現場でも大きな問題として認識されており、いじめ対策にはますます力を注がなければならない。いじめ防止対策推進法²⁾により、平成25年度より『「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。さらに、この法律においていじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及

び地方公共団体等の責務が明らかにされている。

本研究では、これから社会人となる大学生がいじめの実態についてどれほどの理解を示しているのかを明らかにするとともに、これから教育現場を担う教育学部に所属している学生が他学部と比較し、どれ程いじめについて正しい認識を得ているか、また、興味関心を抱いているかを明らかにすることを目的に行った。これにより、学校現場においていじめ教育の充実に役立てたい。

2. 研究方法

1) 調査対象及び調査期間

調査対象

研究目的、方法について口頭または書面で説明し、匿名および他の目的に使用しないとの条件で、協力に同意していただいた熊本大学の学部在籍する学生の方を対象とした。

調査対象者の内訳は、以下の通りである。（表1）

表1

学校	学部	男	女	合計
熊本大学	工	23人	15人	38人
	理	16人	8人	24人
	医	1人	39人	40人
	法	22人	18人	40人
	文	15人	18人	33人
	教育	61人	115人	176人
合計		138人	213人	351人

調査期間

平成26年11月8日～12月11日

2) 調査内容

本研究を進めるにあたって、大学生におけるいじめの認識に関する実態を把握するためにアンケートを実施した。実際に使用したアンケートを（アンケート1）として以下に示す。なお、アンケート作成の際は、「大学生のいじめ観（Ⅱ）」³⁾、「教職課程履修学生のいじめ問題経験と現在のいじめ状況の認識」⁴⁾、及び「大学生の『いじめ』に対する態度」⁵⁾を参考とした。

（アンケート1）

大学生におけるいじめの認識についての調査

熊本大学教育学部養護教諭養成課程4年 後藤研究室
濱野茜 藤原彩 元川未来

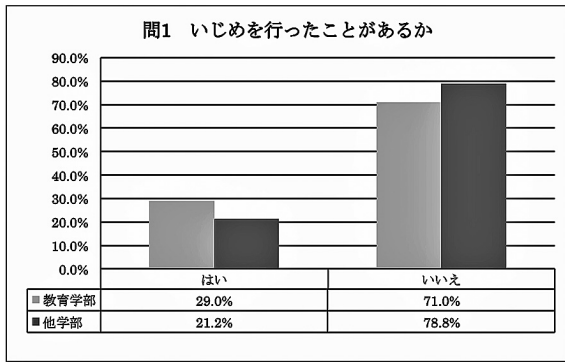


図1. いじめの加害体験に関する経験

いじめの加害体験がある学生は、教育学部で29.0% (51名)、他学部で21.2% (38名)であり、有意差は見られなかった。

問1においていじめの加害体験がある者に対してのみ、いじめを行っていた時期の内、一番印象に残っている時期はいつかを尋ねた。(図2) 教育学部、他学部ともに「小学校」と答えている学生が多く、教育学部64.7% (33名)、他学部57.9% (22名)であった。次いで、「中学校」となっており、教育学部35.3% (18名)、他学部34.2% (12名)という結果になった。「高等学校」のみ教育学部と他学部で有意差が見られた。

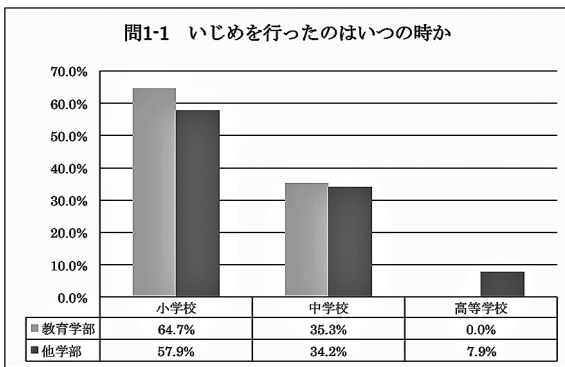
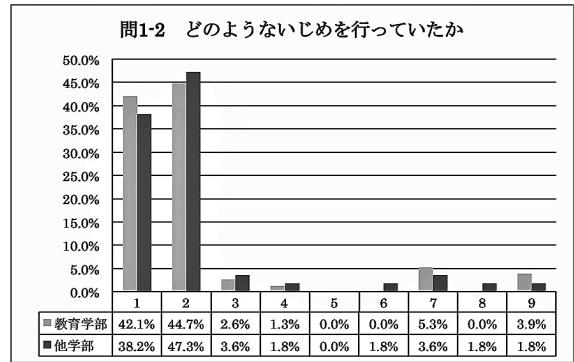


図2. いじめを行った時期

問1-1と同様に、いじめ加害体験のある者に対してどのようないじめを行ったことがあるかを尋ねた(複数回答可)。(図3) その結果、教育学部、他学部ともに「仲間外れ、集団による無視」が一番高い割合を示した。教育学部は44.7% (34名)、他学部は47.3% (26名)という結果になった。次いで、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句」が多く教育学部の42.1% (32名)、他学部の38.2% (21名)を占めた。この2項目が、数値の大半を占めており、8割を超える結果となった。反対に、最も数値が低かった項目は「金品をたかる」であり、両学部共に0.0% (0名)であった。



- 1 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句
- 2 仲間外れ、集団により無視される
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかれる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

図3. どのようないじめを行っていたか

いじめの被害者体験がある学生は、教育学部で26.1% (46名)、他学部で24.6% (44名)であった。この両学部間の有意差は見られなかった。(図4)

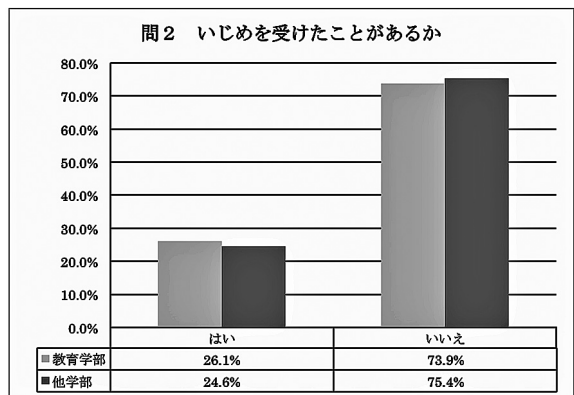


図4. いじめを受けたことがあるか

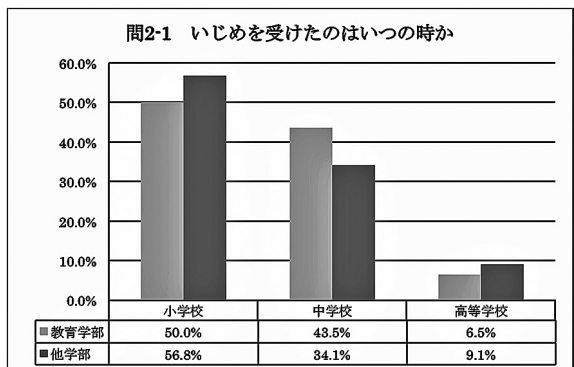
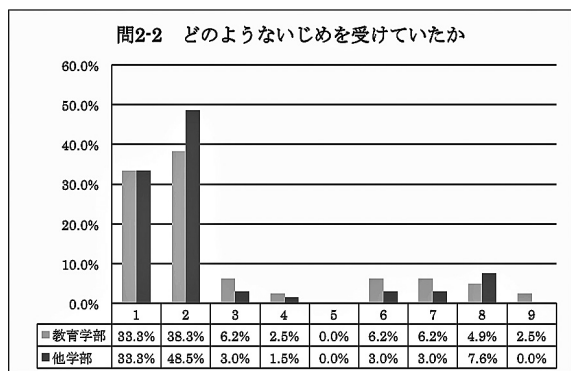


図5. いじめを受けた時期

問2においていじめの被害者体験がある者に対してのみ、いじめを受けていた時期の内、一番印象に残っている時期はいつかを尋ねた。(図5)教育学部,他学部ともに「小学校」と答えている学生が多く,教育学部50.0%(23名),他学部56.8%(23名)であった。次いで、「中学校」となっており,教育学部43.5%(20名),他学部34.1%(15名)という結果になった。全てにおいて両群間で有意差は見られなかった。



- 1 冷やかしやからかい, 悪口や脅し文句
- 2 仲間外れ, 集団により無視される
- 3 軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをして叩かれたり, 蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり, 叩かれたり, 蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

図6. 受けたいじめの種類

問2-1と同様に, いじめ被害者体験のある者に対してどのようないじめを受けたことがあるかを尋ねた(複数回答可)。(図6)その結果,両学部ともに「仲間外れ,集団による無視」が一番高い割合を示した。教育学部は38.3%(31名),他学部は48.5%(32名)という結果になった。次いで,「冷やかしやからかい,悪口や脅し文句」が多く教育学部は33.3%(27名),他学部は33.3%(22名)であった。この2項目が,数値の大半を占めており,8割を超える結果となった。反対に,最も数値が低かった項目は「金品をたかる」であり,両学部共に0.0%(0名)であった。

2) いじめの「考え」に関する結果

(1)いじめの考えに関して5段階(5…とてもそう思う,4…おおむね思う,3…わからない,2…あまり思わない,1…全く思わない)回答にし,その結果をそれぞれ教育学部と他学部別に比較した。結果を以下に示す。

「いじめられるのは弱い者である」という質問に対して,教育学部,他学部ともに一番高い割合を示した項目は,「2…あまり思わない」であった。(図7)教

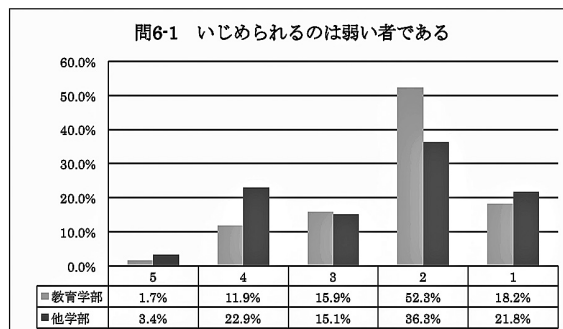


図7. 「いじめられるのは弱い者である」という主張をどう思うか

育学部52.3%(92名),他学部36.3%(65名)という結果になった。反対に最も低い割合を示したのは両学部ともに「5…とてもそう思う」であり,教育学部1.7%(3名),他学部3.4%(6名)となった。有意差は見られなかった。

「いじめはいつでも起こる可能性がある」という質問に対して,教育学部,他学部ともに一番高い割合を示した項目は「5…とてもそう思う」であった。(図8)教育学部64.2%(113名),他学部58.1%(104名)という結果になった。反対に,最も低い割合を示したのは両学部ともに「1…全く思わない」であり,どちらも0.0%(0名)となった。有意差は見られなかった。

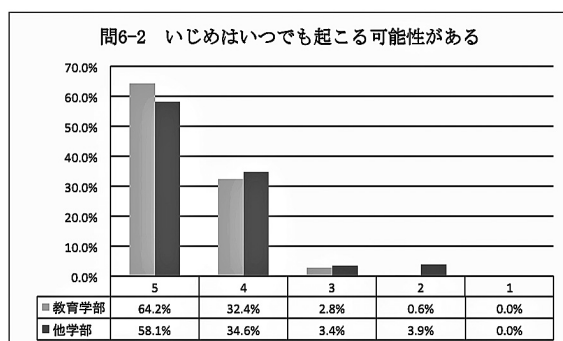


図8. いじめはいつでも起こる可能性があると思うか

「いじめられている方にも原因がある」という質問に対して,教育学部,他学部ともに一番高い割合を示した項目は「3…わからない」であった。(図9)教育学部30.7%(54名),他学部35.8%(64名)という結果になった。反対に最も低い割合を示したのは両学部ともに「5…とてもそう思う」であり,教育学部3.4%(6名),他学部6.1%(11名)であり,有意差が見られた。

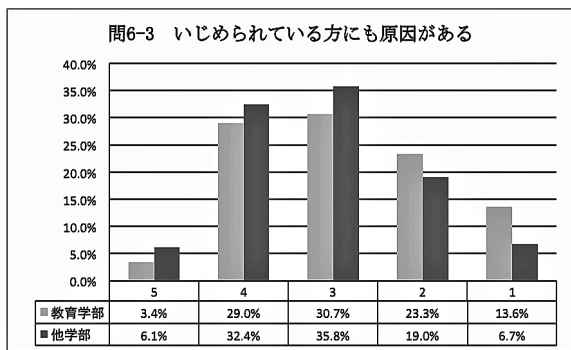


図 9. いじめられている方にも原因があると思うか

「いじめは人として最低の行いである」という質問に対して、教育学部、他学部ともに一番高い割合を示したのは「5…とてもそう思う」であった。(図10)教育学部 56.3% (99名), 他学部 52.5% (94名) という結果になった。反対に最も低い割合を示したのは両学部ともに「1…全く思わない」であり、教育学部 1.1% (2名), 他学部 0.6% (1名) となった。有意差は見られなかった。

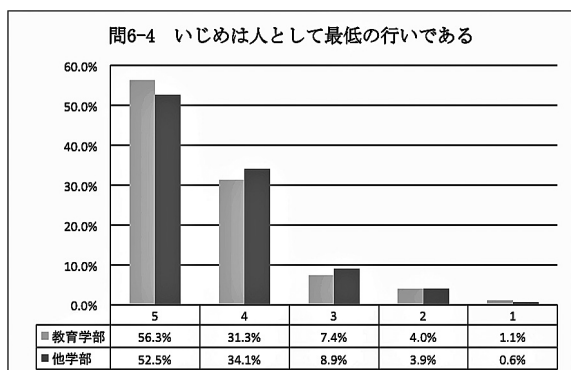


図 10. いじめは人として最低の行いであると思う

「いじめは理由が何であれ決して許されない」という質問に対して、教育学部、他学部ともに一番高い割合を示した項目は「5…とてもそう思う」であった。(図11)教育学部 58.0% (102名), 他学部 49.2% (88名) という結果になった。反対に最も低い割合を示したのは両学部ともに「1…全く思わない」であり、教育学部 0.0% (0名), 他学部 1.7% (3名) となった。有意差は見られなかった。

「いじめが起きた場合教師は、いじめられた児童生徒の立場に立って、指導を行うことが必要である」という質問に対して、教育学部、他学部ともに一番高い割合を示した項目は「5…とてもそう思う」であった。(図12)教育学部 35.2% (62名), 他学部 49.2% (88名) という結果になった。反対に最も低い割合を示したの

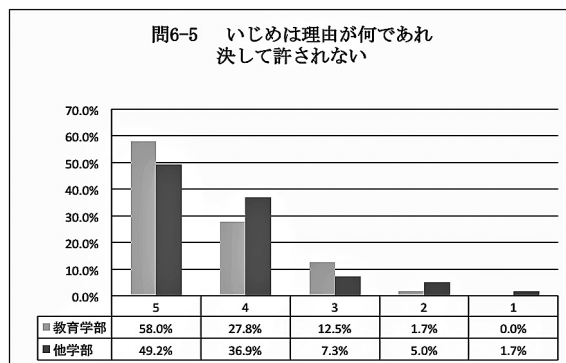


図 11. いじめは決して許されないと思うか

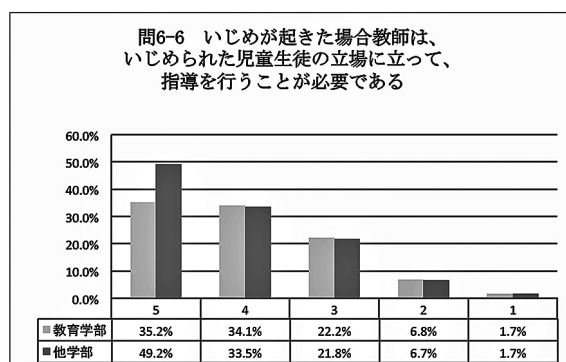


図 12. いじめに対する教師の指導について

は両学部ともに「1…全く思わない」であり、教育学部 1.7% (3名), 他学部 1.7% (3名) となった。有意差は見られなかった。

「いじめは誰でも加害者や被害者になりうる」という質問に対して、教育学部、他学部ともに一番高い割合を示した項目は「5…とてもそう思う」であった。(図13)教育学部 72.2% (127名), 他学部 65.9% (118名) という結果になった。反対に最も低い割合を示したのは両学部ともに「1…全く思わない」であり、どちらも 0.0% (0名) となった。有意差は見られなかった。「集団で生活している限り、いじめはなくなる」

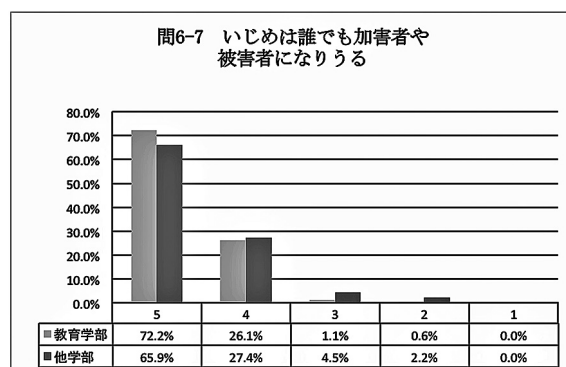


図 13. いじめは誰でも加害者や被害者になりうると思うか

という質問に対して、教育学部、他学部ともに一番高い割合を示した項目は「4…おおむね思う」であった。(図 14) 教育学部 31.8% (56 名), 他学部 34.6% (62 名) という結果になった。反対に最も低い割合を示したのは両学部ともに「1…全く思わない」であり、教育学部 5.7% (10 名), 他学部 3.9% (7 名) となった。有意差は見られなかった。

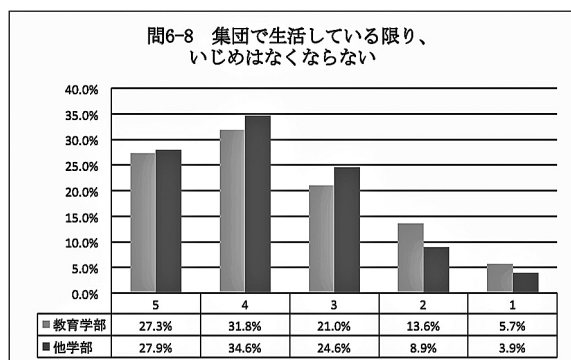


図 14. 集団内のいじめはなくならないと思うか

4. 考 察

本研究では、これから社会人となる大学生がいじめの実態についてどれほどの理解を示しているのかを明らかにするとともに、これから教育現場を担う教育学部に所属している学生が他学部と比較し、どれ程いじめについて正しい認識を得ているか、また、興味関心を抱いているかを明らかにするために行った。そのために、小・中・高等学校時代のいじめ経験の有無、現在におけるいじめの認識についてアンケートを実施した。

本調査が対象とした大学生の大部分は平成 23 年度～平成 26 年度入学で、平成 11 年～平成 14 年小学校入学、平成 17 年～平成 20 年中学校入学、平成 20 年～平成 23 年高等学校入学と考えられる。文部科学省により、いじめの定義が改訂された平成 18 年に中学生、大津市中 2 いじめ自殺事件が起こった平成 23 年に高校生であった者が多い。

今回の調査から教育学部と他学部の学生でいじめに関する経験で有意な差はほとんどなかった。加害者、被害者経験とも大きな差がなかったということは、その後、教師を目指すことになる児童・生徒を含めて、いじめが学校現場で如何に大きな問題であるかを示していると言える。教育学部において、いじめの加害経験有りと答えた者が 29.0% と約 3 割におよんでいることは、とくに注目すべきである。この様な自らの経験を踏まえて、将来、学校現場で指導してゆくうえで

役立てていけるような指導が大学においても望まれる。

いじめに対する考えについても、ほとんどの項目で教育学部学生と他学部学生とで明らかな差は認められなかった。ただし、注目すべき点として「いじめられている方にも原因はある」という質問について、教育学部と他学部で有意差がみられ、教育学部よりも他学部の方が、いじめられている方にも原因があると考えている人が多かった。本来、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならない⁶⁾。しかし、これは教育学部のように専門的に学ばなければあまり認知されていないことだと分かった。いじめの教育を受ける機会は多くても、いじめの基本的理解は不十分なままであり、よりいじめの基本的認識を理解させる教育が必要であると考えられる。

「いじめは理由が何であれ決して許されない」という質問については、教育学部、他学部ともに一番高い割合を示した項目は「5…とてもそう思う」で、教育学部 58.0% (102 名), 他学部 49.2% (88 名) という結果で有意差はみられなかった。しかし、「1…全く思わない」, 「2…あまり思わない」の項目に回答した者が教育学部 1.7% (3 名), 他学部 6.7% (12 名) いた。どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。本来は「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つべきである⁷⁾。しかし、現状は多数の大学生は、いじめはどんなものでも決して許されるものではないという正しい認識をもっているが、いじめは場合によっては悪いことではないと間違った認識を持っている者もいるということが考えられる。

今回の調査から、大学生はいじめに対して、ある程度の正しい認識を持っていると判断されるが、少数には「いじめられるのは弱い者である」と考えている者、「いじめられる理由がはっきりとしていれば許される」と考えている者がおり、大学生の段階でも誤った認識を抱いている学生がいた。小中高校においていじめに関する教育は何らかの形で必ず行われているはずであるが、必ずしも現状が十分ではないことが推察される。未来を担う子ども達の心身の成長にも大きな影響を与えてしまういじめに対する教育について、より一層の努力、改善が求められる。

5. 謝 辞

本研究を進めるにあたり、アンケート調査にご協力頂きました熊本大学の皆様に、心から感謝いたします。

6. 文 献

- 1) 平成 25 年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について（平成 26 年 10 月 16 日 文部科学省中等教育局児童生徒課）
- 2) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- 3) 四辻伸吾・瀧野揚三. (2011). 大学生のいじめ観(II). 大阪教育大学紀要. 60: 91-109
- 4) 森住宜司. (2004). 教職課程履修学生のいじめ問題経験と現在のいじめ状況の認識. 総合福祉. 1: 93-101
- 5) 佐方哲彦. (1999). 大学生の「いじめ」に対する態度. 和歌山県立医大紀要. 29: 17-30
- 6) 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学省通知）
- 7) 学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント（文部科学省 HP）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/002.htm